

R3 事業継続支援給付金給付事業 【第3期】

商工観光部商工振興課

事業費：101,251 千円

(A+B)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中で、本市の状況も例外ではない。このような中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では令和3年2月までに市内中小企業者等を対象に、第1期、第2期の事業継続支援給付金給付事業を実施したところである。
- 国及び県においても、様々な感染防止対策や景気回復策を講じる中、令和3年3月下旬には首都圏における緊急事態宣言を解除されるなど、感染数が減少する状況も見られたところではあったが、再び感染症が拡大し、4月下旬には、東京都外3県に緊急事態宣言が発令され、本県においても複数の市町村でクラスターが発生し、5月7日には感染拡大の警報基準をステージⅢへ引き上げ、本市の飲食店に5月10日から6月20日まで営業時間短縮の要請が行われた。
- 首都圏の緊急事態宣言や本県の感染拡大警報は6月20日で解除となったが、県外との往来自粛要請等や県による飲食店への営業時間短縮要請により、様々な業種の事業者の売上が大きく減少するなど、市内事業者は、更に厳しい経営状況に置かれている。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う外出自粛や営業時間短縮要請の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。

- 【対象者】 市内に事業所がある中小企業者等（農林水産業を含む。） 750 事業者
ただし、国の支援金の対象となる事業者、鹿児島県事業継続一時支援金給付事業の対象となる事業者（売上50%以上減）、鹿児島県営業時間短縮要請協力金の対象となる飲食店、市の観光関連事業者・タクシー事業者等・飲食店取引事業者向けに実施した事業継続支援給付金の給付を受けた事業者を除く。
- 【給付要件】 ① 令和3年4月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月又は6月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年同月等に比して20%以上50%未満の範囲内で減少していること。
③ 事業所得を申告していること。
④ 令和元年又は令和2年に市税を納付していること。 等
- 【給付金額】 100,000 千円 A（負担金補助及び交付金）
法人（250 事業者）：一律 20 万円 個人事業主（500 事業者）：一律 10 万円
- 【申請開始】 令和3年7月下旬予定
- 【事務費】 1,251 千円 B（報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料）